

平成24年12月6日

広島大学教職員組合執行委員長
西田 恵哉 様

広島大学理事（財務・総務担当）
平野 仁司

契約職員の「通勤手当」に関する要求書について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 契約職員の通勤手当を月給または時間給に「込み」とする場合、当該通勤手当の設定基礎額を6,500円または3,280円（いずれも課税相当分の上乗せ額を除く）とされていますが、これに関して質問します。

該当する契約職員の時間給額の算出に当たって、通勤手当額6,500円または3,280円（いずれも課税相当分の上乗せ額を除く）を「込み」とする場合、その計算の分母となる時間数は何時間でしょうか。

なお、パートタイム契約職員の1日当たりの契約時間数や週の契約日数は一律ではないと考えますが、一方、該当する教育研究系契約職員パートタイムの時間給額は号俸によって固定額（号俸ごとの一律額）となっており、また、契約病院看護師の時間給額についても同様に一律1,700円となっています。この場合の、1日当たりの契約時間数や週の契約日数の違いと一律時間給額との関係についても説明して下さい。

【回答】 ✓ A ÷ 2015R = B ← この中でパートの時間給 (年間の所定労働時間相当)
契約職員の時間給額算出に当たっての分母となる時間数は、年間の所定労働時間相当である
2,015時間（年52週間×週38時間45分）としています。

また、通勤手当相当額を時間給に「込み」としている契約職員については、個々人の1日当たりの契約時間数や週の契約日数に違いはあるものの、その時間給額の算出に当たっては年間の所定労働時間相当の時間数を用いていることから、実際に勤務した時間数に応じて通勤手当相当額分の金額を給与額に含めて支給しているところです。

2. 前回要求3項目目の質問の意味は、通勤手当が「通勤に要する費用を補助する目的」であることは同一であるにも拘わらず、通勤手当を「個別支給（込みでない）」する場合は公共交通機関の定期代または自家用車等の場合は片道の使用距離を基準にして異なる通勤手当額が算出されているのに対し（したがって、実費と手当額とに一定の対応関係が存在する）、他方の通勤手当を「込み」とする場合は公共交通機関の定期代または自家用車等の場合の片道の使用距離に関係なく同一の金額としている（したがって、実費と手当額とに一定の対応関係が存在しない）ことの相違（不整合性）についてのものです。

この点について、いただいた回答は不充分ですので、改めて、当該相違（不整合）をどのように考えられているかの説明を求めます。

【回答】

通勤手当に関する法的構成や本学の通勤手当相当額を「込み」とする契約職員についての考え方等については、前回回答のとおりです。

また、今回要求のありました実費と手当額とに一定の対応関係が存在する場合と存在しない場合の相違についてですが、契約職員の採用に当たっては、月給額（又は時間給額）や通勤手当の支給の有無などの労働条件を提示・説明し、その内容や本人の居住地を踏まえ確認し納得を得た上で労働契約を締結しており、しかもその通勤方法及び費用の負担方法を本人に委ねています。したがって、一定額を通勤手当相当額として月給額又は時間給額に含めて支給することについては、たとえ「込み」である職員の通勤手当相当額と実際の通勤方法及び要する費用との間に一定の対応関係が存在しない場合であっても、一定の合理性は保たれていると考えています。

以上